

(コンセプト1-施策4)

番号	事業番号	外部評価委員質問事項	所管部署	所管部署からの回答
1	No.18	<p>投入実績が予算352千円に対し実績が51千円かなり抑えられていますが効率性では、より一層のコスト削減が図れるとありました。</p> <p>民間の力の更なる活用とありますが、無償実施を増やすという事でしょうか？</p> <p>民間事業者とあるので会社に対し適正な支払いはあるべき姿のように思いますので効率化という名目で削減する費用では無いように感じました。</p>	地域振興課	<p>市民活動講座等につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施していないものもあり、実績額が低くなっています。</p> <p>その中で、スマートフォン講座につきましては、民間事業者との共同・連携により事業を実施することで、より効果的で質の高い事業を展開し、最小の経費で最大の効果を発揮することができたという実施結果に対して、引き続き、民間活力の活用や官民連携を図りながら効率的に事業を進めていきたいという考えを記載したものです。</p>
2	No.18	<p>コスト削減に努力されたことが明白であるが、民間・市民等への過度のコスト削減要求はかえってその活力・インセンティブの減少につながらないか。</p>	地域振興課	<p>本件は、市と市民や民間事業者が共同・連携により取組を進めるものであり、一方に対して負担を要求する性質の事業ではないと捉えています。</p>
3	No.19	<p>助成金の上限額について補助割合が適正とありますが3市を比較している基準は何に基づいているのでしょうか？</p>	地域振興課	<p>近隣自治体において同様の事業を実施している3市の助成金額を参考としています。</p> <p>助成金の上限額については、過去の事業の平均決算額に基づき、平成30年度から変更しています。</p>
4	No.19	<p>効率性の負担割合の適正性のコメントにある「助成金の1団体当たりの補助の上限額」がどのように適正なのか判りません。青梅や東村山市との人口比率で適正なのでしょうか？羽村市の補助金支出の条例や内規みたいなものがあれば、それを根拠にした方が良いと思います。</p>	地域振興課	<p>助成金の上限額については、過去の事業の平均決算額に基づいており、団体が事業実施のために使用した実績額により算出しております。</p>

(コンセプト1-施策4)

番号	事業番号	外部評価委員質問事項	所管部署	所管部署からの回答
5	No.19	予算額からすると3事業の採択を見込んでいたように見受けられ、執行率も26.5%となっています。事業量の達成度してAという評価になった理由は何でしょう？ 低い執行率にはPR不足（前事業年度から周知していないと市民活動団体の予算に組み込めないの）もあるのではないのでしょうか？	地域振興課	3事業の採択を見込んでおりましたが、コロナ禍の影響により、申請は1件でした。 予算の執行率は低い状況にありますが、事業を実施したことで、市民活動団体の自立した活動により、地域課題の解決につながっていくことが期待できること、また、採択団体への支援を適切に実施したことから、達成度をA評価としています。
6	No.20	市民活動団体連絡協議会の目的は何か。協議会では何を目的しているのか。	地域振興課	市民活動連携協議会は意見交換の場であり、行政や団体間の交流と連携並びに市民活動の活性化を目的としています。
7	No.20	指示事項がありながら、実施の妥当性がB評価であり、行政評価がこれに触れていないのは何故か。	地域振興課	最終的には市民活動団体が自主的に運営管理していくことが理想であるため、現状では実施の妥当性はB評価としています。
8	No.20	他の施策の振り返りでも、新型コロナ感染症防止策のために活動ができないという記載が見られます。これらの施策は、いつ頃に企画されたのでしょうか？コロナ前の企画ならこの理由もわかりますが、この数年のコロナ流行期に企画されたのならば、見込みが甘かったということでしょうか？	地域振興課	本件は、新型コロナウイルス感染症の流行前から実施している事業であり、流行の収束は不透明な状況でしたが、市民活動の活性化のために必要であることから企画しました。 なお、令和4年度においては、感染拡大防止の観点から実施には至りませんでした。
9	No.20	羽村市社会福祉協議会の「小地域ネットワーク活動団体連絡協議会」と事業の棲み分けまたは連携は行っていますか？（このような活動が重複すると逆に各団体の負担になります。）	地域振興課	「小地域ネットワーク活動」は、地域の誰もがより安心して暮らせるよう住民同士が互いに支え合いながら行う活動です。 一方、市民活動団体連絡協議会は、様々な分野の市民活動を自主的に実践している団体間の連携や意見交換、市民活動の活性化を目的としているため、事業の棲み分けはできていると考えています。

(コンセプト1-施策4)

番号	事業番号	外部評価委員質問事項	所管部署	所管部署からの回答
10	No.20	市民活動団体への支援を大幅に増やすことで、市民活動が活発になるとともに、新たな団体の創設に繋がるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。	地域振興課	市民活動団体への支援を引き続き行い、団体の活動の促進を促すとともに、市民活動連携協議会が自立した運営を行うことができるよう、支援していきます。
11	No.21	連携部署の欄に町内会連合会とあるが良いのか。	地域振興課	町内会連合会は市の組織ではありませんが、町内会連合会が実施する町内会・自治会会員の加入促進策や自主防災組織の充実を図るための取組みを支援し、協力して実施していくことから、連絡部署の欄に記載しています。
12	No.21	町内会及びその傘下の隣組について会員の高齢化等への対応を検討はされているのでしょうか？高齢化や認知症などによりゴミ置き場の清掃など隣組の義務を果たせないために退会するケースもあり会員の義務と負担から見直さないと活性化は難しいように思います。	地域振興課	町内会・自治会は地域コミュニティによる任意団体であるため、隣組の活動内容や高齢化への対応などにつきましては、各団体が状況に応じて取り組まれているものと認識しております。 市では、その取組みを支援し、課題解決に向けて連携を図るとともに、コミュニティ助成金などの財政的支援や、市公式サイトへの掲載など町内会・自治会活動のPR等について、引き続き、取り組んでいきます。